

# 第6期 事業報告

〔平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで〕

神戸港埠頭株式会社

# 事業報告

(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)

## 1 会社の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当社は、神戸港の国際競争力の強化を図り、もって港湾の振興、貿易の増進及び経済産業の発展に寄与するため、国際コンテナ戦略港湾で掲げる「民」の視点による経営手法を取り入れ、外貿埠頭並びにフェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営等を総合的かつ効率的に行うこと等を目的として、平成22年10月に設立されました。

その後、平成23年4月から特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に基づき、財団法人神戸港埠頭公社の業務・財産を承継し、本格的に業務を開始し、平成24年10月には、港湾法に基づく特例港湾運営会社の指定を受け、同年12月から特例港湾運営会社としての埠頭の管理運営を開始いたしました。

そして、平成26年10月1日には、会社分割により阪神国際港湾株式会社を設立し、外貿埠頭・フェリー埠頭等の建設、賃貸及び管理運営に関する事業並びにこれらに付随する事業を移管いたしました。

平成27年度は、引き続き特定外貿埠頭の管理運営に関する法律に規定する指定会社としてコンテナ埠頭やライナー埠頭等の資産の維持管理を実施いたしました。

この結果、当事業年度の売上高は3,122百万円、営業利益は477百万円、経常利益は181百万円、当期純利益は684百万円となりました。

### (2) 設備投資の状況及び資金調達の状況

特記する事項はありません。

### (3) 対処すべき課題

保有する資産の適正な維持管理に努めるとともに、経営基盤の安定を図るため、依然として250億円超となっている借入金残高の削減を引き続き進めてまいります。

(4) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区分	単位	第3期	第4期	第5期	第6期
		H24. 4. 1 から H25. 3. 31	H25. 4. 1 から H26. 3. 31	H26. 4. 1 から H27. 3. 31	H27. 4. 1 から H28. 3. 31
売上高	百万円	7,665	8,260	5,756	3,122
経常損益	百万円	△1,142	880	893	181
当期純損益	百万円	△1,149	4,787	1,224	684
1株当たり 当期純損益	円	△1,614.57	6,725.02	1,721.27	962.44
総資産	百万円	85,100	82,716	73,395	66,449

(5) 主要な事業内容

コンテナ埠頭並びにライナー埠頭等の賃貸、及び維持管理

(6) 主要な事業所（平成28年3月31日現在）

本社 神戸市中央区浜辺通五丁目1番14号 神戸商工貿易センタービル16階

(7) 使用人の状況（平成28年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減
2名	1名

注 従業員数にアルバイト及び人材派遣会社からの派遣者は含んでおりません。

(8) 主要な借入先及び借入額（平成28年3月31日現在）

借入先	借入金残高
国土交通省	7,040,705千円
神戸市	12,174,823千円
三井住友銀行	1,311,720千円

注 上記のほか、シンジケートローンによる借入金（総額4,035,600千円）があります。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 1,000,000 株  
(2) 発行済株式総数 711,260 株  
(3) 株主の状況 神戸市 711,260 株

## 3 会社の役員に関する事項

- (1) 取締役及び監査役 平成 28 年 3 月 31 日現在

氏名	地位	重要な兼職の状況
山本 朋廣	代表取締役	株式会社OMこうべ 代表取締役社長
吉井 真	取締役	神戸市みなと総局長
田中 誠夫	取締役	神戸市みなと総局技術担当部長
中嶋 展也	監査役	弁護士
金谷 勇一	監査役	神戸市みなと総局経営企画部長

(注1) 平成 27 年 6 月 29 日付で監査役大塚明は退任し、平成 27 年 7 月 6 日付で中嶋展也は、監査役に就任しております。

(注2) 吉井真及び田中誠夫は会社法第 2 条第 15 号に定める社外取締役であります。

(注3) 中嶋展也及び金谷勇一は会社法第 2 条第 16 号に定める社外監査役であります。

- (2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役	1 名	1,200 千円
監査役	1 名	180 千円
合計	2 名	1,380 千円

(注1) 当事業年度末の人員は取締役 3 名、監査役 2 名ですが、平成 27 年 6 月 29 日付で監査役 1 名が退任し、平成 27 年 7 月 6 日付で監査役 1 名が就任しています。

(注2) 平成 23 年 3 月 18 日開催の臨時株主総会において、取締役の報酬額を月額 9,000 千円以内、監査役の報酬額を月額 1,000 千円以内に、それぞれ決議いただいております。

- (3) 役員責任限定契約の内容の概要

当社は非業務執行取締役及び監査役の全員と責任限定契約を締結しており、内容は次のとおりであります。

- ① 非業務執行取締役の責任限定契約

非業務執行取締役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

#### ② 監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、その職務を行うにあたり、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第 425 条第 1 項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとする。

## 4 会計監査人の状況

名称 有限責任 あずさ監査法人

平成 27 年 6 月 29 日付で新日本有限責任監査法人が退任し、有限責任あずさ監査法人が新たに就任しました。

## 5 業務の体制を確保するための体制等の整備に関する事項

### (1) 決議内容の概要

当社は、平成 23 年 3 月 18 日開催の取締役会で「内部統制システムの整備に関する基本方針」（平成 23 年 4 月 1 日施行）を制定し、平成 26 年 10 月 1 日開催の取締役会にて所要の改正を行いました。

当該基本方針の内容は、次のとおりであります。

#### 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役は、企業活動のあらゆる場面において関係法令や定款を厳格に遵守する。
- ② 業務の適正を確保する体制を確立するため、社長は、監査役と協力して未然に法令定款違反を防止する。
- ③ 取締役は、重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見したときには、直ちに代表取締役社長に報告し、適切な処置をとるものとする。
- ④ 監査役は、コンプライアンスの運用に問題があると認めるときには、代表取締役社長に対して意見を述べるとともに、その改善策の策定を求めることができる。

#### 2 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 当社における取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程、文書分類表に基づき適切に保存及び管理を行い、また、必要に応じ閲覧が可能となるようにする。

#### 3 損失の危険の監理に関する規程その他の体制

- ① リスクの把握とその管理及び管理の体制等について、全社的対応は総務課が行い、各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が対応することとする。
- ② 必要に応じて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行う。
- ③ 不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、損害の発生を最小限にとどめる体制を整えるものとする。

- 4 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ① 事業活動に際し社内全体における意思統一を図るため、取締役の過半数の決定によって経営計画を策定し、当該経営計画に基づき取締役は職務を執行する。
  - ② 取締役は必要に応じて適宜合議することとし、当社の経営方針にかかわる重要事項については、事前に合議を行い、業務執行状況を監督する。
  - ③ 取締役の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、事案決定規程その他の業務運営規程に基づき、各取締役及び社員の職務権限を定め、さらに必要に応じ職務権限を委譲する。
- 5 社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - ① 社員が業務を行うに当たり法令及び定款を遵守するための体制を整備し、併せて社員に対するコンプライアンス教育及び啓発活動を行う。
  - ② 当社の事業活動において法令・定款違反等の発生及びその可能性のある事項を早期に発見し是正するための内部通報制度を整備し、社員及び関係者からの報告体制を整える。
- 6 監査役の職務を補助すべき社員に関する体制と当該社員の取締役からの独立性に関する事項
  - ① 監査役がその職務を補助すべき社員を置くことを求めた場合には、監査役を補助すべき社員として監査役補助者を社員の中から任命することが出来ることとする。
  - ② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた監査役補助者は、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとし、取締役からの独立性を確保する。
- 7 取締役及び社員が監査役に報告をするための体制その他監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - ① 取締役は、会社の業務執行の状況その他必要な情報を株主総会において報告又は説明する。
  - ② 取締役及び社員が会社の信用又は業績について重大な被害を及ぼす事項又はそのおそれのある事項を発見した場合にあっては、監査役に対し速やかに当該事項を報告するものとする。
  - ③ 監査役は、職務の執行に当たり必要となる事項について、取締役及び社員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者は速やかに当該報告を行うものとする。
  - ④ 監査役は、代表取締役社長及び取締役並びに会計監査人と必要に応じて意見交換を行う。

## (2) 体制の運用状況の概要

当社の「基本方針」に基づき実務に沿って具体的に取り組むことで、取締役及び社員に対して法令・定款及び社会規範の遵守を図っております。

また、体制の運用状況に重要な不備がないかについても、各種会議、研修等を通じて適宜点検や確認、評価等を行うとともに、内部統制システムの重要性とコンプライアンスに対する意識づけに努めております。

(注) 本事業報告書の記載金額、数量等は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については四捨五入しております。